

共謀罪法案に反対するビジネスロイヤーの会 声明

2017年5月20日確定版

要旨：

共謀罪は、一般のビジネスに従事する者（会社員）や自営業者にも適用される。共謀罪法案がこのまま成立してしまうと、ビジネスへの委縮効果は非常に大きいものと予想される。かような法案は廃案とすべきであるが、仮に成立されるとしても、国会は、少なくとも、さらなる慎重な審議を行い、濫用を防止するための周知の手立てを施すとともに、ビジネスへの委縮効果が生じないように、適切な歯止めを明記した法案に修正すべきである。

本論：

1. 共謀罪の対象となる行為類型で、ビジネスへの影響が想定されるもの。

いわゆる共謀罪は「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の改正案の6条の2（以下「共謀罪法案」という。）に規定されており、現在、国会で審議中である。「二人以上で計画」した場合に成立することから、「共謀罪」と呼ばれているものであるが、ビジネスにおいては、複数名での計画・検討が常に行われている。もし共謀罪法案がこのまま国会を通過し法律になったならば、我が国のビジネスに多大なる影響を及ぼすことになる。具体的には、次のような活動も共謀罪法案の対象とされている（共謀罪法案 別表第3）。

- 1) 会社法：預合い・見せ金、新株等の募集に関する虚偽文書の行使
- 2) 金融商品取引法：インサイダー取引、相場操縦、有価証券報告書・公開買付届出書などの虚偽記載
- 3) 所得税法、法人税法、消費税法、関税法、地方税法：偽りにより税を免れる行為
- 4) 所得税法：源泉税の不納付
- 5) 保険業法、投資信託及び投資法人法、資産流動化法：株主又は投資主の権利行使に関する利益の受供与等についての威迫行為
- 6) 破産法、民事再生法、会社更生法：詐欺破産（詐欺再生、詐欺更生）、特定の債権者に対する担保の供与等
- 7) 特許法、実用新案法、商標法、意匠法、著作権法：特許権等の侵害
- 8) 不正競争防止法：営業秘密の不正取得等
- 9) 労働基準法117条、5条：強制労働
- 10) 労働者派遣法58条：有害業務目的の労働者派遣

出典：共謀罪法案に反対するビジネスロイヤーの会 声明

平成29年6月2日（金）衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛（民進党）

1 1) 刑法（公正証書原本等不実記載罪）：登記所（法務局）への不実の書類の提出

2. 組織的犯罪集団は、一般人を含む。

共謀罪法案は、組織的犯罪集団を対象としているところ、組織的犯罪集団の定義は、次のようなものであるので、語感とは異なり、一般人を広く含む。

組織的犯罪集団＝「団体のうち、その結合関係の基礎としての共同の目的が別表第3に掲げる罪を実行することにあるもの」

別表第3のうち、ビジネスに影響しそうな行為（罪）は、上記1で述べたとおりである。例えば、①節税のための勉強会や、②公開株式に投資する組合は、それぞれ①「偽りにより税を免れる行為」を目的とする団体、②「インサイダー取引」を目的とする団体に該当するとして、「組織的犯罪集団」であると解することが可能である。

3. ビジネスで儲ける目的の団体でも組織的犯罪集団に該当する。

重要なのは、「組織的犯罪集団」は「別表第3に掲げる罪を実行すること」だけを共同の目的としている必要はない点である。むしろ、他の目的（例えば、儲ける目的）と「罪を実行する目的」は併存しているのが通常と考えられる。例えば、所得税法の「偽りにより税を免れる行為」（脱税）が典型であるが、脱税をするためには、先に儲けなければならないのであり、脱税のみを「共同の目的」にする団体は想定しにくい。

4. 会社の内部の組織でも「団体」（組織的犯罪集団）になる。

会社自体や会社の内部組織も「組織的犯罪集団」に該当しうるのは確実である。「団体」の定義自体が明確でない¹ので、2名以上の者がいて何らかの活動を行えば、団体と認められる。東芝の不適切会計のケースでいえば、不適切会計であることを知っていた者らを以て「団体」と認定することは容易である。大会社の会社員であるから共謀罪の適用は無いと安心することはできない。

5. 中小企業への影響は大きい。

中小企業を、「団体のうち、その結合関係の基礎としての共同の目的が別表第3に掲げる罪を実行することにあるもの」という定義に当てはめることは容易である。例えば、脱税や労働基準法5条違反につながる案を計画しただけでも、組織的犯罪集団に該当すると認定することができる。

6. ビジネスでは慎重な計画・検討が常に行われる。

ビジネスの世界においては、様々な案が計画され、検討される。例えば、節税商品の検討のケースでいえば、当初の計画案では、脱税の水準に至っているものが、

¹ 「団体」は、「共同の目的を有する多数人の継続的結合体であつて、その目的又は意思を実現する行為の全部又は一部が組織（指揮命令に基づき、あらかじめ定められた任務の分担に従って構成員が一体として行動する人の結合体）により反復して行われるもの」と定義されている（組織的犯罪処罰法2条1項）

検討を重ねた結果、適法な節税の枠内に収まるものが出来上がるというような流れである。この場合重要なのは結果であり、当初の計画案が脱税の水準に至っていたかではない。しかし、共謀罪は、当職の計画案のみで計画者を処罰しようとするものである。共謀罪のビジネスへの委縮効果は計り知れない。

7. ビジネスの世界では専門家でも判断が分かれる分野が多い。

ビジネスの世界では、高度に専門的な知識や経験が要求される分野が多く、専門家ですら意見が分かれる点も少なくない。実際に、研究会のレポートなどでも両論併記といった形でしか意見を集約できない場合をしばしば目にしているところである。

多くの会社は、自らの行為を適法なものとするために、日々、繰り返し協議を行う。共謀罪が成立してしまうと、役所が当該会社と異なる立場を採り、当該会社の行為を共謀罪に該当すると指摘する可能性がある。

さらには、今まで全く問題なく行ってきた検討方法ですら、役所の胸先三寸で共謀罪を構成することになりかねない。例えば、A案とB案があったとして、当該会社が「A案は適法性に疑義があるがB案は適法である」との結論に至った場合に、B案を用いた行動に出るわけである。しかし、共謀罪が成立してしまうと、会社がA案を協議したこと自体が共謀罪に該当するという指摘を受ける可能性がある。

ビジネスの世界においては、難解な問題に直面し、そもそも適法なのか否か全く不明のまま検討が開始されることもある。そのような場合に、後日になって当局が、検討計画自体が共謀であると認定するリスクがあるとするならば、ビジネスに対して著しい脅威となり、その委縮効果は計り知れない。

8. 弁護士、司法書士、会計士、税理士への影響も大きい。

例えば、弁護士が自信を持ってインサイダー取引に該当しないという意見書を依頼人に提供しただけであっても、後日、国は、当該弁護士と異なる見解を採り、当該計画された取引をインサイダー取引であると認定し、当該弁護士を共謀罪で起訴することができてしまう。最終的に無罪を勝ち取ったとしても、その弁護士は、起訴の時点で大きく信用を失ってしまう。ゆえに、共謀罪が出来てしまうと、弁護士は、ある程度自信があっても、国が異なる見解を採る可能性がある案件については意見書を書けなくなる可能性がある。

同様なことは、会計士（粉飾決算（有価証券報告書などの虚偽記載））、税理士（脱税）、司法書士（公正証書原本等不実記載罪）など、他の士業にも当てはまる。共謀罪が出来てしまうと、士業による想像力豊かな計画立案等が妨げられてしまう。

9. まとめ

現在の法案は、おそろしいほど、何の歯止めもない。「準備行為」がないと処罰されないことにはなっているが、構成要件ではないうえに、「準備行為」の意味が不明確であり、脱税でいえば、税務申告書のドラフトを作成するだけでも準備行為

に該当しうる。ビジネスの世界においては、様々な計画案等が作成され、検討されるが、「創造」なくしてビジネスの発展は無い。かような法案は廃案とすべきであるが、仮に成立されたとしても、国会は、少なくとも、さらなる慎重な審議を行い、濫用を防ぐための厳しい抑制手続きを定めるとともに、ビジネスへの委縮効果が生じないように、適切な歯止めを明記した法案に修正すべきである。

弁護士 升永英俊（TMI 総合法律事務所）

弁護士 石黒 徹（森濱田松本法律事務所）

弁護士 木村庸五（日比谷南法律事務所）

弁護士 上柳敏郎（東京駿河台法律事務所）

弁護士 寺田昌弘（シティユーワ法律事務所）

弁護士 山中真人（ペーカー&マッケンジー法律事務所）

弁護士 武井由起子（八重洲法律事務所）

なお、共謀罪法案についての見解は、各弁護士個人のものであり、事務所の見解ではありませんことをお断りしておきます。

以上

共 謀

計 画

実行準備行為

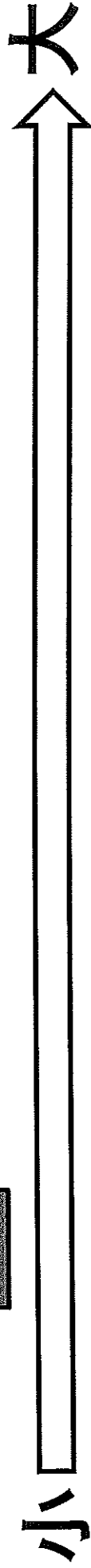
予 備

未 遂

既 遂

政府答弁

予備行為自体が客観的に相当の危険性を備えたものでなければ処罰できないとされており、**重大な犯罪の合意を犯罪化することを求めるTOC条約第5条の趣旨に反する恐れが高い**



実行可能性
危険性

- (b) 一の国において行われるものであるが、その準備、計画、指示又は統制の實質的な部分が他の国において行われる場合
- (c) 一の国において行われるものであるが、二以上の国において犯罪活動を行う組織的な犯罪集団が関与する場合
- (d) 一の国において行われるものであるが、他の国に實質的な影響を及ぼす場合

第四条 主権の保護

- 1 締約国は、国の主権平等及び領土保全の原則並びに国内問題への不干渉の原則に反しない方法で、この条約に基づく義務を履行する。
- 2 この条約のいかなる規定も、締約国に対し、他の国の領域内において、当該他の国の当局がその国内法により専ら有する裁判権を行使する権利及び任務を遂行する権利を与えるものではない。

第五条 組織的な犯罪集団への参加の犯罪化

- 1 締約国は、故意に行われた次の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

- (a) 次の一方又は双方の行為 **(犯罪行為の未遂又は既遂に係る犯罪とは別個の犯罪とする。)**

(i) 金銭的利益その他の物質的利益を得ることに直接又は間接に関連する目的のため重大な犯罪を行うことを **又は二以上の者と合意することであつて、国内法上求められるときは、その合意の参加者の一人による当該合意の内容を推進するための行為を伴い又は組織的な犯罪集団が関与するもの**

(ii) 組織的な犯罪集団の目的及び一般的な犯罪活動又は特定の犯罪を行う意図を認識しながら、次の活動に積極的に参加する個人の行為

a 組織的な犯罪集団の犯罪活動

b 組織的な犯罪集団のその他の活動 (当該個人が、自己の参加が当該犯罪集団の目的の達成に寄与することを知っているときに限る。)

(b) 組織的な犯罪集団が関与する重大な犯罪の実行を組織し、指示し、ほう助し、教唆し若しくは援助し又はこれについて相談すること。

2 1に規定する認識、故意、目的又は合意は、客観的な事実の状況により推認することができる。

3 1(a)(i)の規定に従って定められる犯罪に関し且国の国内法上組織的な犯罪集団の関与が求められる締約国は、その国内法が組織的な犯罪集団の関与するすべての重大な犯罪を適用の対象とすることを確保する。

締約国は共謀か犯罪の結社の2つのオプションのいずれかを選ぶことができるが、本規定の本質が義務的であることに変わりはない。すなわち、締約国は共謀のオプション又は犯罪の結社のオプションのいずれかを選択しなければならない。また、締約国は両方のオプションを選ぶこともできる。口上書第PM/NV/38/2017号の1.に関して、これが2004年の国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約及び補足議定書の実施のための立法ガイドのパラグラフ51の背景にある意味である。

第5条3は、(第5条1(a)(i)にあるとおり)重大な犯罪を行うことの合意の共謀罪に関して、組織的な犯罪集団の関与を要件とする締約国は、
(a) 国内法が組織的な犯罪集団の関与する全ての重大な犯罪を適用の対象とすることを確保し、かつ、
(b) 国際連合事務総長にその旨を通報しなければならないことを規定している。

第5条1(a)(i)における犯罪の目的のため、関連する合意の内容を推進するための何らかの行為を要件とする締約国もまた、その旨を国際連合事務総長に通報しなければならない。

一般的な要求の概要:

これらの犯罪化の義務を履行するために法案を起草するに当たり、起草者は、特に犯罪化に関連する、本条約の下における、次の一般的な義務を念頭に置かなければならない。

(a) 国内の犯罪に国際性の要件を含めない。口上書第PM/NV/38/2017号の4.に関して、国際性は国内の犯罪の要件とされてはならない(第3.4条2)。国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約及び補足議定書の策定交渉の解釈の注釈(Travaux préparatoire)はこの文脈において解釈されなければならない。

(b) 犯罪化は立法及びその他の措置を通じて行わなければならない。口上書第PM/NV/38/2017号の2.に関して、犯罪は刑法によって定められなければならないが、単に、その他の措置によるものではない。もし、そのようなその他の措置が、締約国の法制度や法的伝統において、必要な場合には、その他の措置は立法措置に追加的なものとなる。

(c) 犯罪は故意に行われる必要がある。各犯罪に求められる心理的要件は、犯罪が故意に行われるということである。(第5条1)。

(d) 犯罪は当該犯罪の深刻な性質を考慮に入れた刑罰を伴わなければならない。犯罪化が求められる行為の深刻さに鑑み、刑罰は十分に厳しいものでなければならない(第11条1)。

(e) 犯罪の規定ぶりは、締約国の国内法に委ねられている。本条約の犯罪化の要求を満たすために国が定める国内法上の犯罪は、必要な行為が犯罪化される限り、本条約と全く同じ方法で規定される必要はない(第11条6)。口上書第PM/NV/38/2017号の3.に関して、これが2004年の国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約及び補足議定書の実施のための立法ガイドのパラグラフ43及び68の背景にある意味である。

2017年4月11日

参考資料4 外務省の調査による世界各国の重大犯罪数

OECD加盟国の国内法における国際組織犯罪防止条約に規定する「重大な犯罪」の数

平成29年3月3日

外務省

1. 「重大な犯罪」の数について、先方政府から回答が得られた国及びその数

エストニア：388

ハンガリー：178

スペイン：46

スイス：約100

2. 「重大な犯罪」の数について、先方政府から「把握していない」旨回答があった国

オーストラリア、オーストリア、チェコ、フィンランド、フランス、ドイツ、アイスランド、イスラエル、イタリア、ラトビア、オランダ、ノルウェー、スロバキア、スウェーデン、トルコ、英国、米国

3. 上記2の国を対象として、我が国の大使館において刑法（※特別法は除く。）についてのみ「重大な犯罪」の数を独自に集計した結果

オーストラリア：約330

オーストリア：少なくとも123

チェコ：157

フィンランド：71

フランス：約250

ドイツ：約290

アイスランド：70以上

イスラエル：218

イタリア：221

ラトビア：198

オランダ：約217

ノルウェー：119

スロバキア：152

スウェーデン：77

トルコ：104

英国：少なくとも180

米国：740

(了)

出典：平成29年5月16日 衆議院 法務委員会 参考人 海渡雄一氏 公述要旨より抜粋
平成29年6月2日（金） 衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛（民進党）